

ToSTNeT システムのリプレース時における売買制度の見直しについて

2016年5月17日
株式会社東京証券取引所

I 趣旨

当取引所では、いわゆる立会外取引を行うための売買システムとしてToSTNeTシステムを開発・運用しています。当取引所では、このToSTNeTシステムについて、市場の信頼性を維持するとともに多様化する取引参加者及び投資者のニーズに対応するため、システム処理能力の向上及び利便性の向上等を目的としたシステム・リプレースの準備を進めており、2017年1月30日の稼働を予定しています。

このToSTNeTシステムのリプレースに合わせ、当取引所の売買制度について以下の見直しを行います。

II 概要

項目	内容	備考
1. バasket取引の構成銘柄の要件の見直し	<ul style="list-style-type: none">ToSTNeT 市場におけるBasket取引について、同一Basketを構成することができる有価証券の種類を拡大します。具体的には、株券等（内国株券、外国株券、内国ETF、外国ETF、ETN、REIT、出資証券、優先出資証券等を含みます）を一つの銘柄グループとし、これらの有価証券を混在させたBasket取引を可能とします。	<ul style="list-style-type: none">15銘柄かつ1億円以上の要件は従来どおりです。株券等とCB（転換社債型新株予約権付社債）を混在させたBasket取引はできません。
2. 公開買付期間中及び安定操作期間中の自己買付禁止の適用除外要件の変更	<ul style="list-style-type: none">上記1の見直しに合わせて、公開買付期間中及び安定操作期間中の自己買付禁止の適用除外となるBasket取引の要件についても、上記1と同様、株券等を一つの銘柄グループとし、これらの有価証券を混在させたBasket取引を可能とします。	<ul style="list-style-type: none">現在、あらかじめ選定した25銘柄以上の種類が同一である有価証券を同時に買い付ける取引であって、当該銘柄の買付けにかかる代金が合計額の100分の4を超えない取引については、公開買付期間中及び安定操作期間中の自己買付が例外的に許容される場合として規定しています。（業務規程第66条第14号、同第67条第16号）25銘柄以上かつ合計額の100分の4以下の要件は従来どおりです。

III 実施時期（予定）

ToSTNeT システムのリプレース（2017年1月30日予定）に合わせて実施します。

以上